○福岡県建設技術情報センター条例

平成七年七月十九日

福岡県条例第二十九号

福岡県建設技術情報センター条例をここに公布する。

福岡県建設技術情報センター条例

（設置）

第一条　建設資材の試験及び研究並びに建設技術の開発及び普及を行い、もって良質な社会資本の維持及び充実に寄与するため、福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

２　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 福岡県建設技術情報センター | 粕屋郡篠栗町 |

（利用の承認等）

第二条　福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、センターの利用の承認等について適用する。この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（平一七条例四二・一部改正）

（使用料及び手数料）

第三条　センターに対し、研修施設又は調査研究施設の利用を申請しようとする者は、別表第一に定める使用料を納付しなければならない。

２　センターに対し、センターの試験機器の利用を申請しようとする者は、別表第二に定める使用料を納付しなければならない。

３　センターに対し、建設資材に関する各種の試験を申請しようとする者は、別表第三に定める手数料を納付しなければならない。

４　使用料又は手数料は、申請の際に徴収する。ただし、国又は地方公共団体の申請に係るもの及び試験の終了後でなければその額が確定できないものについては、試験終了後に徴収することができる。

５　既納の使用料又は手数料は、還付しない。ただし、知事が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料又は手数料の減免）

第四条　知事は、規則で定める場合に該当するときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第五条　センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一　センターの利用の許可に関する業務

二　センターの使用料の徴収に関する業務

三　建設資材に関する各種の試験の実施及び当該試験の手数料の徴収に関する業務

四　センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

五　前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

（平一七条例四二・全改）

（指定管理者の指定の手続）

第六条　指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一　事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二　事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四　その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

３　知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（平一七条例四二・追加）

（秘密保持義務）

第七条　指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（平一七条例四二・追加）

（協議）

第八条　この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

（平一七条例四二・追加）

（規則への委任）

第九条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平一七条例四二・旧第六条繰下）

附　則

この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附　則（平成九年条例第四三号）

（施行期日）

１　この条例は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の福岡県建設技術情報センター条例の規定による利用の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であって、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一四年条例第二九号）

（施行期日）

１　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の福岡県建設技術情報センター条例の規定による利用の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であって、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

附　則（平成一七年条例第四二号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

３　この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青少年文化センター条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県営住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に係る規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附　則（平成二六年条例第七号）抄

（施行期日）

第一条　この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（福岡県建設技術情報センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二十条の規定による改正後の福岡県建設技術情報センター条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

２　この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であって、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

附　則（令和元年条例第五号）抄

（施行期日）

第一条　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（福岡県建設技術情報センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二十条の規定による改正後の福岡県建設技術情報センター条例の規定は、施行日以後にされる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

２　この条例の施行の際現に申請がなされている試験等に係る手数料であって、当該試験等の終了後でなければその額が確定できないものについては、なお従前の例による。

別表第一（第三条関係）

（平九条例四三・平一四条例二九・平二六条例七・令元条例五・一部改正）

一　研修施設使用料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用時間施設名 | 午前九時から正午まで | 午後一時から午後五時まで | 午前九時から午後五時まで |
| 大研修室 | 七、五一〇円 | 一〇、〇二〇円 | 一七、五三〇円 |
| 中研修室 | 二、九〇〇円 | 三、八七〇円 | 六、七七〇円 |
| 会議室 | 八五〇円 | 一、一四〇円 | 一、九九〇円 |

備考　この表に掲げる研修施設に附属する設備の使用料の額は、規則で定める。

二　調査研究施設使用料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 試験施工スペース | 一平方メートルにつき一日 | 七円 |

備考

一　使用面積が一平方メートル未満であるときは、一平方メートルとし、当該使用面積が一平方メートルを超える場合において一平方メートル未満の端数があるときは、当該端数の面積は、一平方メートルとして算定する。

二　使用時間が、一日未満であるときは、一日とし、当該使用時間が一日を超える場合において一日未満の端数があるときは、当該端数の日数は、一日として算定する。

別表第二（第三条関係）

（平九条例四三・平二六条例七・令元条例五・一部改正）

試験機器使用料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 単位 | 金額（一時間につき） |
| 三軸圧縮試験機 | 一件 | 一二、九四〇円 |
| CBR試験装置 | 一件 | 三、〇六〇円 |
| 自動突固め試験機 | 一件 | 三五〇円 |
| 圧密試験機 | 一件 | 一六〇円 |
| 一面断試験機 | 一件 | 六、三七〇円 |
| ロサンゼルス試験機 | 一件 | 六三〇円 |
| フルイ振とう機 | 一件 | 四九〇円 |
| 圧縮試験機（二〇トン） | 一件 | 一、〇四〇円 |
| 粉砕機 | 一件 | 一、〇二〇円 |
| 分光光度計 | 一件 | 四、六二〇円 |
| 圧縮試験機（一〇〇トン） | 一件 | 一、二八〇円 |
| 軟化点試験器 | 一件 | 一、六七〇円 |
| マーシャル試験機 | 一件 | 六、一五〇円 |
| 自動遠心分離抽出装置 | 一件 | 二、二六〇円 |
| ホイールトラッキング試験機 | 一件 | 一二、九三〇円 |
| 伸度試験器 | 一件 | 一、六二〇円 |
| セイボルトフロール秒試験器 | 一件 | 七七〇円 |
| 万能試験機（二〇〇トン） | 一件 | 三、七九〇円 |
| 自動棒鋼刻印機 | 一件 | 一、七九〇円 |
| チャックホルダー | 一件 | 三三〇円 |
| 異形棒鋼チャック | 一件 | 四七〇円 |
| 恒温水槽 | 一件 | 二六〇円 |

備考　使用時間が一時間未満であるときは、一時間とし、当該使用時間が一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として算定する。

別表第三（第三条関係）

（平九条例四三・平一四条例二九・平二六条例七・令元条例五・一部改正）

一　土質試験関係手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
| 物理試験 | 土粒子の密度試験 | 一試料 | 六、五七〇円 | 　 |
| 土の含水比試験 | 一試料 | 二、七五〇円 | 　 |
| 土の粒度試験Ⅰ　ふるい分け試験Ⅱ　沈降試験 | 一試料 | 一三、九一〇円 | 　 |
| 土の液性限界試験 | 一試料 | 七、三四〇円 | 　 |
| 土の塑性限界試験 | 一試料 | 四、五八〇円 | 　 |
| 現場試験 | 土の試料採取 | 一箇所 | 六、九三〇円 | 旅費として福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十七号）に基づく旅費相当額を徴収する。 |
| 道路の現場CBR試験 | 一箇所 | 八、三四〇円 |
| 道路の平板載荷試験 | 一箇所 | 一〇、〇三〇円 |
| 砂置換法による土の密度試験 | 一箇所 | 八、八九〇円 |
| 力学試験 | 突固めによる土の締固め試験 | 一試料 | 二一、〇二〇円 | 　 |
| 舗装の設計CBR試験 | 一試料 | 二九、二二〇円 | 　 |
| 土の修正CBR試験 | 一試料 | 五二、四四〇円 | 　 |
| 土の透水試験 | 一試料 | 一八、四四〇円 | 定水位 |
| 土の一軸圧縮試験 | 一試料 | 八、七六〇円 | 　 |
| 土の三軸圧縮試験 | 一試料 | 三五、〇七〇円 | 　 |
| 土の圧密試験 | 一試料 | 七〇、四八〇円 | 　 |
| 土の一面断試験 | 一試料 | 二四、四四〇円 | 　 |

二　骨材試験関係手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
| 細骨材試験 | 細骨材の密度及び吸水率試験 | 一試料 | 五、六四〇円 | 　 |
| 細骨材のふるい分け試験 | 一試料 | 五、一二〇円 | 　 |
| 細骨材の単位容積質量試験 | 一試料 | 四、二九〇円 | 　 |
| 硫酸ナトリウムによる細骨材の安定性試験 | 一試料 | 九、一四〇円 | 　 |
| 細骨材の表面水率試験 | 一試料 | 二、八八〇円 | 　 |
| 細骨材の有機不純物試験 | 一試料 | 三、〇〇〇円 | 　 |
| 細骨材の微粒分量試験 | 一試料 | 四、八九〇円 | 　 |
| 細骨材の海砂中の塩化物含有率試験 | 一試料 | 二、七二〇円 | 　 |
| 細骨材中に含まれる粘土塊量の試験 | 一試料 | 三、九五〇円 | 　 |
| 細骨材の実積率試験 | 一試料 | 四、一四〇円 | 　 |
| 細骨材中の密度一・九五の液体に浮く粒子の試験 | 一試料 | 五、〇一〇円 | 　 |
| 粗骨材試験 | 粗骨材の密度及び吸水率試験 | 一試料 | 五、〇八〇円 | 　 |
| 粗骨材のふるい分け試験 | 一試料 | 四、八七〇円 | 　 |
| 粗骨材の単位容積質量試験 | 一試料 | 四、二九〇円 | 　 |
| 硫酸ナトリウムによる粗骨材の安定性試験 | 一試料 | 九、一四〇円 | 　 |
| 粗骨材の微粒分量試験 | 一試料 | 四、八九〇円 | 　 |
| ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験 | 一試料 | 六、〇五〇円 | 　 |
| ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験 | 一試料 | 五、〇八〇円 | 　 |
| 粗骨材中に含まれる粘土塊量の試験 | 一試料 | 三、九五〇円 | 　 |
| 粗骨材中の密度一・九五の液体に浮く粒子の試験 | 一試料 | 五、〇一〇円 | 　 |
| 粗骨材の実積率試験 | 一試料 | 三、九七〇円 | 　 |
| アルカリ骨材反応試験 | 化学法試験 | 一試料 | 八五、六九〇円 | 　 |
| モルタルバー法試験 | 一試料 | 一三三、八五〇円 | 　 |
| 石材試験 | 石材の比重及び吸水量試験 | 三本一組 | 四、一九〇円 | 　 |
| 石材の圧縮強度試験 | 三本一組 | 三、六七〇円 | 　 |

三　コンクリート試験関係手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
| コンクリート試験 | スランプ試験 | 一試料 | 七四〇円 | 　 |
| まだ固まらないコンクリート空気量の圧力による試験 | 一試料 | 一、六二〇円 | 　 |
| コンクリート曲げ強度試験 | 三本一組 | 三、六七〇円 | 　 |
| コンクリート圧縮強度試験 | 三本一組 | 三、六七〇円 | 　 |
| セメントミルクの圧縮強度試験 | 三本一組 | 三、二四〇円 | 　 |
| モルタルの圧縮強度試験 | 三本一組 | 三、二四〇円 | 　 |
| コンクリート抜き取り試験 | 一本 | 七、四八〇円 | 　 |
| コンクリートコアの圧縮強度試験 | 一本 | 一、三二〇円 | 　 |
| コンクリートコアの引張強度試験 | 一本 | 一、三二〇円 | 　 |
| キャッピング | 一面 | 一、四六〇円 | 　 |
| セメント試験 | 強熱減量・強度試験 | 一件 | 七、一五〇円 | 　 |
| コンクリートの練り混ぜ水試験 | 定量分析（一成分につき） | 一件 | 三、一二〇円 | 　 |
| セメントの凝結時間差試験 | 一件 | 一一、一三〇円 | 　 |
| モルタルの圧縮強度比試験 | 一件 | 二二、三三〇円 | 　 |

四　アスファルト試験関係手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
| アスファルト試験 | 針入度試験 | 一試料 | 三、四一〇円 | 　 |
| 軟化点試験 | 一試料 | 三、九六〇円 | 　 |
| 引火点試験・燃焼試験 | 一試料 | 三、四九〇円 | 　 |
| 伸度試験 | 一試料 | 五、八二〇円 | 　 |
| エングラー度試験 | 一試料 | 二、五二〇円 | 　 |
| セイボルトフロール秒試験 | 一試料 | 三、五三〇円 | 　 |
| 混合物試験 | マーシャル安定度試験 | 三個一組 | 四、二六〇円 | 　 |
| アスファルト抽出試験 | 一試料 | 一五、一四〇円 | 　 |
| 締固めたアスファルト混合物の密度試験 | 一試料 | 一、七五〇円 | 　 |
| ホイールトラッキング試験 | 一試料 | 三〇、五八〇円 | 　 |

五　鋼材試験関係手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 単位 | 金額 | 摘要 |
| 鋼材試験 | 金属材料引張試験（径四〇ミリメートル以下のもの） | 一本 | 一、七一〇円 | 　 |
| 金属材料引張試験（径四〇ミリメートルを超えるもの） | 一本 | 四、一六〇円 | 　 |
| 金属材料曲げ試験 | 一本 | 四、三六〇円 | 　 |